

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	松阪市公平委員会
2. 開 催 日 時	平成 30 年 4 月 13 日（金）午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 5 階特別会議室
4. 出席者氏名	（委 員）◎川端委員、村田委員、足立委員（◎委員長） （事務局）総務課法務行政係 吉田係長、豊倉 （説明員）松本職員課長
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市総務部総務課 TFL 0598-53-4321 FAX 0598-26-4030 e-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 平成 29 年度の職員の処分等について
2. 職員団体の登録事項の変更に係る報告について
3. 平成 30 年度各研修会等への出席に係る調整について
4. 平成 30 年度三重県公平委員会連合会総会について

議事録

別添ファイルのとおり

松阪市公平委員会委員会議事録

- ・開催日時 平成30年4月13日 午後1時30分～午後3時00分
- ・開催場所 松阪市役所 5階特別会議室
- ・出席委員 川端委員長、村田委員、足立委員
- ・出席職員 松本職員課長
- ・事務局職員 吉田書記、豊倉書記

【事務局】

本日はお忙しいところ、委員の皆様にお集まりいただき誠にありがとうございます。委員会の開催に先立ちまして、委員の皆様の机に本日の資料をお配りしております。まず、本日の委員会の事項書が1枚、議事にかかる資料で13ページ構成のものが1部、職員課の資料が3ページのものが1部、計3種類の資料をお配りしております。ご確認ください。

では、議事の進行につきましては川端委員長さんをお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

【委員長】

本日は皆様お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから松阪市公平委員会を開会します。

なお、本日の議事の進行上必要と認めますので、松阪市公平委員会議事規則第4条第2項の規定により職員課職員の出席を認めます。

それでは、事項書の「議題1 平成29年度の職員の処分等の報告について」事務局から説明をお願いします。

<職員課から説明>

【職員課】

お手元の資料も見ながらお願いします。平成29年度の懲戒処分につきましては、3件あります。1件目ですが、市民病院事務部の職員61歳男性を平成29年8月25日付けで地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に基づき戒告の処分をしています。事件概要ですが、平成29年5月29日に市民病院の電子カルテに業務目的外でアクセスし、知人女性の病歴という秘匿性の高い個人情報を不正に取得し、また、翌30日に、電子カルテにより不正に取得したと考えられる情報を含むメールを知人女性に送信した。このことにより、当該女性から松阪市民病院に対し、自身の健康状態が不正に閲覧されていること並びに迷惑メールにより精神的苦痛を受けたと訴えがあったというものです。

2件目ですが、総務部の職員45歳男性を平成30年3月16日付けで地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号並びに第3号に基づき停職3か月の処分をしています。

事件概要ですが、平成 28 年 12 月頃から 1 年以上にわたり、退勤後及び週休日に午後 6 時から午前 1～2 時頃にかけて週 5 日間程度、営利企業に従事していた。さらに実際に居住している住所地とは異なる住所地から職場までの通勤届を提出し、平成 28 年 3 月から平成 30 年 1 月まで不適正に通勤手当を受給していたものです。

3 件目ですが、市民病院看護部の職員 53 歳女性を平成 30 年 3 月 16 日付けで地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に基づき減給 10 分の 1 1 か月の処分をしています。事件概要ですが、平成 29 年 3 月 29 日午後 3 時 23 分頃、松阪市川井町地内の信号機付き交差点において、青信号の横断歩道を渡っている歩行者に自家用車で接触し、相手に全治約 1 か月の傷害を負わせ、過失運転致傷により罰金 50 万円の刑事処分、免許停止 60 日間の行政処分を受けたというものです。

【委員長】

議題 1 について職員課から、平成 29 年度の職員の処分等の報告がありましたが、何かご質問はございませんか？

< 質疑 (1 件目) >

【委員】

(電子カルテに) 業務上アクセス可能な職員でしたか？

【事務局】

業務上アクセス可能でした。後日アクセスできない部署に配置換えをしています。

【委員】

いわゆる恋愛目的だったのでしょうか？

【事務局】

メールの内容や本人への聞き取りからは、恋愛目的ではなさそう。本人曰く、以前に業務でお世話になったお礼がしたかったとのこと。

< 質疑 (2 件目) >

【委員】

通勤手当の差額の返金等はされていますか？

【事務局】

2 月末までに本来の通勤手当との差額を全額返金されています。

【委員】

営利企業の業種は何ですか？

【事務局】

運転代行業です。

【委員】

事実確認はどのようにされたのですか？

【事務局】

現場確認や本人及び企業への聞き取りで、当初は本人及び企業は認めていませんでしたが、処分後に企業は当該職員に給料を支払っていたことも認めています。

【委員】

この職員は依頼退職等はしていますか？

【事務局】

していません。

何かほかにご質問等はございませんか？ *3件目は質疑無し。

ありがとうございました。職員課の方は退席してください。

続きまして、「議題2の職員団体の登録事項に関することについて」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

前回平成29年3月27日に開催された公平委員会以降に提出されました届出につきまして、ご説明を申し上げるものでございます。

毎年度自治労松阪市民病院職員組合及び松阪市職員組合から役員改選に伴い職員団体登録事項変更届が、松阪市職員組合からは規則の改正についても提出されております。市民病院の方から順にご説明を申し上げます。

それでは資料1ページをご覧ください。

こちらは、自治労松阪市民病院職員組合から、役員の改選に伴い、地方公務員法第53条第9項及び職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき平成29年7月10日付けで提出されました職員団体登録事項変更届が。

「職員団体登録事項変更届」に平成29年度松阪市職員組合の役員の職氏名、住所などが記載されております。

役員の総数は、執行委員長の^{やまだひとし}山田 齊 さんから健福評議会委員の^{あおきそのこ}青木園子さんまで32人となります。

資料4ページから5ページにかけてございますように、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する役員選出証明書も提出されており、役員改選につきまして、平成29年5月26日に公示され、同年6月9日に組合員396人のうち320人による投票の結果、新しい役員が決定いたしました。

続きまして、資料6ページをご覧ください。こちらは松阪市職員組合の規則の一部改正が平成29年11月9日付けで提出されました。こちらは平成29年度からの組織機構改革に合わせて、分会の範囲や名称を改正しているものであります。11月8日の総会で決定され、平成29年4月1日にさかのぼって適用するものです。

続きまして、資料12ページをご覧ください。自治労松阪市職員組合から役員の改選に伴い、地方公務員法第53条第9項及び職員団体の登録に関する条例第4条第1

項の規定に基づき平成 30 年 3 月 14 日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

「職員団体登録事項変更届」に平成 30 年度松阪市職員組合の役員の職氏名、住所などが記載されております。

役員の総数は、執行委員長の川合正晃かわいまさあきさんから特別執行委員の藤田和彦ふじたかずひこさんまで 28 人となります。

つぎに、資料 13 ページをご覧ください。こちらは、松阪市職員組合の選挙管理委員会の委員長から提出されたもので、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する書類です。役員改選選挙につきまして、平成 30 年 2 月 26 日に公示され、同年 3 月 13 日に組合員 1,069 人のうち 991 人による投票の結果、来年度の役員が決定いたしました。なお、先ほど役員総数が 28 人と申し上げましたが、このページの下段部分に記載された 4 人については、今年度が任期の 2 年目である者と、定期大会で承認されている者になりますので、信任投票の対象となっておりません。今回は、この 4 人を除く 24 人について、選挙が実施されております。

さて、この公平委員会は、既に登録を受けている職員団体からこのような変更の届出が提出された場合、地方公務員法及び職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続及び記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知をしなければならないこととなっております。

事務局におきまして、「変更内容が正確に記載がされているか?」、「適正に選挙が執行されたかどうか?」、「信任選挙の対象となった者の得票が過半数を越えているか?」の 3 点について確認したところ、全ての点について不備がないことが確認することができましたので、この会議が終了した後に委員の皆様から決裁を頂戴したいと考えております。

報告は以上になります。

【委員長】

議題 2 について事務局から、職員団体から提出された書類について内容を確認したうえで不備がないという報告がありましたが、何かご質問はございませんか?

<質疑>

【委員】

松阪市職員組合の規則改正は、機構改革の反映だけですか?

【事務局】

そのとおりです。

【委員長】

ほかにご意見、ご質問はございませんか?

ないようですので、「自治労松阪市職員組合」及び「自治労松阪市民病院職員組合」から提出された登録事項変更届については、これを適正なものとして本委員会に登録することとします。

続きまして、「議題3の平成30年度各研究会日程」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

平成30年度研究会日程ですが、開催月、開催地など事項書に記載のとおりですので報告させていただきます。詳細等につきましては、開催案内状が到着次第、事務局から委員の皆様にご連絡をいたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、全公連及び全公連東海支部では本市は理事市に、三重県公平委員会連合会では本市は会長になる年度になりますので、よろしくお願いいたします。

この機会を利用して、各委員さんがどの研究会に御出席いただくかをお決めいただきたく思います。

<参加する研修会の調整>

【委員長】

各委員さんは、日程を調整いただいたうえで、各研修会へ御出席いただきますようお願いいたします。事務局は、それぞれの研修会の詳細がわかり次第、各委員さんへ通知してください。

続きまして、「議題4の平成30年度三重県公平委員会連合会総会」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

先ほど日程調整でもありましたが、今年度は三重県公平委員会連合会の会長市となり、総会の開催市となります。

総会につきましては

日程は平成30年10月3日（水）10時00分から10時30分まで理事会、11時00分から12時00分まで総会、12時00分から13時00分まで昼食、13時00分から事務研修会、14時30分終了の予定です。

会場はアクセスや駐車場を勘案し、フレックスホテルを押さえております。

事務研修会の講師は本市職員で学芸員やまもとめいの山本命さんをお願いしています。山本さんは幕末から明治維新までのアイヌ民族についての研究を専門としております。今年度は北海道命名150周年・北海道の名付け親の松浦武四郎の誕生200周年の記念の年で

あることから、『民族共生の先駆者「松浦武四郎」』としてご講演をいただく予定となっています。

また少し話はそれますが、平成 30 年 3 月 20 日に前会長市である津市から事務引継ぎを受けております。その中で、三重県公平委員会連合会の繰越金が年々減っており、今年度はまだ大丈夫ですが、近いうちに現行の収支のままでは立ち行かなくなるというお話を伺っております。原因として考えられるのは、平成 18 年度までは総会出席者負担金を 4,500 円徴収していたところ、2,500 円としたことが考えられます。

支出を減らすか、収入を増やすか、その両方か、という部分で検討し、県内会員市町と協議していくことになろうかと考えておりますので、ご承知おきいただければと思います。

【委員】

(三重県公平委員会連合会の) 予算について、もう少し具体的な現状の説明と、対応策があればお願いします。

【事務局】

今年度を本市が予算を全額執行した場合に、現状の会費や総会出席者負担金では来年度の予算が組めないという状況です。実際にはいくらか繰越金が出るかと思いますが。対応策につきましては、県内の各公平委員会事務局へ会費等の負担の増額に関するアンケートをしようと考えています。三重県公平委員会連合会の支出には、全国公平委員会連合会の理事会に出席するための旅費や、全国公平委員会連合会東海支部の開催市が県内であるときの 10 万円の特別交付金がありますが、三重県公平委員会連合会の構成団体には全国公平委員会連合会には所属していない町が 4 つ含まれているため、全国公平委員会連合会関係の支出分を賄うために 4 町に負担増をお願いするのは難しいかと考えております。

【委員】

各市町へ下話等はしていますか？

【事務局】

今のところは前年度の会長市であった津市と、来年度の会長市の鈴鹿市とは話をしていますが、それ以外の市町とはこれからになります。

【委員】

アンケートで反対意見が出ると困るのではありませんか？

【事務局】

会費等の負担を増額するかどうかではなく、どのように増額するかというアンケートになると考えています。

【委員長】

分かりました。そのように進めていってください。

さて、これで本日の議事につきましてはすべて終了しました。事務局又は委員さん

で他に連絡事項はありますか。

ほかに何かありませんか？

なければ、本日の公平委員会は閉会いたします。

本日はどうもご苦勞様でした。